

## 入札保証金について

入札に当たっては、

- ① 入札保証金を納付する。又はこれに代わる担保を提出する。
  - ② 入札保証保険に加入し、その証書を提出する。
  - ③ 過去２年以内に履行した同種・同規模の契約の２件以上の履行証明書を提出する。
- の３通りのうちいずれかが必要となります。

①，②，③いずれにおいても、**令和８年８月２１日（金）午後１時００分までに税務課電算係に納付又は提出**する必要がありますが、貴社がどの方法を選択されるのか事前に確認させていただきたいので、**令和８年８月１７日（月）午後５時００分までに、入札保証金等について、上記①～③のうち、どの方法を選択されるか電話連絡ください。**

なお、履行証明書をとる場合の、同種の契約の条件は次のとおりです。

- ・ 官公庁（本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む））の発注案件であれば可能です。ただし、都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可です。また、民間発注の案件は証明として使えません。
- ・ 同規模の契約とは、当該入札に係る見積り金額（税込み）の **20%** に相当する金額より高い金額であれば差し支えありません。

## 注意点

- ・ 入札保証金の納付を希望される場合は、入札保証金受け入れの準備をする必要がありますので、納付のための来庁の際は、事前に税務課電算係まで御連絡ください。
- ・ 入札保証金の納付の際に、委任状を持参されれば、代理人の私印で手続きが可能です。
- ・ 入札保証金は入札しようとする金額の税込み金額の **５％以上** です。小切手の場合は、銀行が振り出し又は支払保証をしたものに限りします。
- ・ 履行証明書を提出される場合、発行されるまでに相当の期間を要することが予想されますので、早めに手続きをお願いします。また、証明に該当しない場合もありますので、なるべく早めに提出いただきますようお願いいたします。
- ・ 入札保証保険に加入し、その証書を提出する場合（金額は入札しようとする金額の税込み金額の５％以上）は、保証期間は、入札書提出日から２週間程度の期間でお願いいたします。

連絡先 総務部税務課電算係 岩田

電話 ０９２－６４３－３０６８

FAX ０９２－６４３－３０５１